

地方独立行政法人知多半島総合医療機構有期雇用職員給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構有期雇用職員就業規程（以下「有期雇用職員就業規程」という。）第58条の規定に基づき、有期雇用職員就業規程第2条第1項及び第2項に掲げる職員（以下「職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず代務医師の給与及び費用弁償については理事長が別に定めるものとする。

(給与)

第2条 前条の給与とは、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 給与は、他の規程に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(報酬表)

第3条 職員の報酬の基準となる金額（以下「基準額」という。）は、別表第1に掲げる報酬表（以下単に「報酬表」という。）によるものとする。

2 前項の報酬表は、全ての職員に適用するものとする。

(職務の級)

第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを報酬表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い理事長が決定する。

(職務の号給)

第5条 職員となった者の号給は、理事長が別に定める基準に従い理事長が決定する。

(職員の報酬)

第6条 月額で報酬を定める職員の報酬の額（以下「基準月額」という。）は、基準額に、当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間を地方

独立行政法人知多半島総合医療機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第4条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。ただし、第5項に規定する基準月額を用いたときは、その端数を切り上げた額。以下第2項及び第3項において同じ。）とする。

- 2 日額で報酬を定める職員の報酬の額は、報酬月額を21で除して得た額に、当該職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 時間額で報酬を定める職員の報酬の額は、報酬月額に12を乗じ、その額を勤務時間規程第4条に定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額とする。
- 4 前3項の「基準月額」とは、これらに規定する職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間規程第4条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額をいい、基準月額に第7条に定める地域手当を加算した額を「報酬月額」という。
- 5 前項の規定にかかわらず、報酬月額が、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額（以下「最低賃金」という。）に勤務時間規程第4条に定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもの（以下「年間所定労働時間」という。）を12で除したものを乗じて得た額を下回る場合は、当該職員の報酬月額は、最低賃金に年間所定労働時間を12で除したものを乗じて得た額とする。

（地域手当に係る報酬）

第7条 民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、職員に地域手当を支給する。

- 2 地域手当は、基準月額に100分の6を乗じて得た額とする。
- 3 別表第1の医療職報酬表（一）の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で理事長の定めるものに限る。）には、当分の間、前項の規定にかかわらず、基準月額に100分の16を乗じて得た額を支給する。

(報酬の支給)

第8条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、理事長が別に定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められた職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められた職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から勤務時間規程第5条第1項、第6条及び第7条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(通勤に係る費用弁償)

第9条 地方独立行政法人知多半島総合医療機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第14条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、理事長が別に定める。

(業務のための旅費に係る費用弁償)

第10条 職員が業務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構旅費規程の例による。

(超過勤務に係る報酬)

第11条 当該職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、前項の勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした次に

掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、超過勤務に係る報酬として支給する。ただし、職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を超過勤務に係る報酬として支給する。ただし、職員が割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間 100分の50

（休日勤務に係る報酬）

第12条 勤務時間規程第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間規程第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）及び勤務時間規程第10条に規定する年末年始の休日（勤務時間規程第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

（夜勤に係る報酬）

第13条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

（宿日直勤務に係る報酬）

第14条 宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）を命ぜられた職員に対して報酬を支給する。

2 宿日直勤務に係る報酬の額は、その勤務1回につき9,000円を超えない範囲内において理事長が定める額により計算して得た額とする。

3 医師の宿日直勤務に係る報酬の額は、前項の規定にかかわらず、21,000円を超えない範囲内において理事長が定める額とする。

4 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対し

て、22,000円を超えない範囲内において理事長が定める月額の宿日直に係る報酬を支給する。

- 5 第1項の勤務は、第11条第1項、第12条第1項及び第13条第1項の勤務には含まれないものとする。

(期末手当)

第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職し、任期の定めが6月以上の職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として理事長が別に定めるものを除く。以下この条において同じ。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した任期の定めが6月以上の職員についても、同様とする。

- 2 任期の定めが6月に満たない職員が一会計年度内における任期の定め合計が6月以上に至った場合、又は前会計年度の末日まで職員として任用され、同日の翌日に任用されたときにおける当該会計年度の任期と前会計年度の任期の通算が6月以上に至った場合は、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。

- 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額とする。

- 4 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した一般職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき報酬月額とする。

- 5 期末手当の支給日については、理事長が別に定める。

- 6 給与規程第24条の2及び第24条の3の規定は、期末手当の支給について準用する。この場合において、同規程第24条の2中「前条第1項」とあるのは「地方独立行政法人知多半島総合医療機構有期雇用職員給与規程第15条第1項」と、給与規程第24条の2第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（地方独立行政法人知多半島総合医療機構有期雇用職員給与規程第15条第5項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

(勤勉手当)

第15条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職し、任期の定めが6月以上の職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として理事長が別に定めるものを除く。以下この条において同じ。）に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した任期の定めが6月以上の職員についても、同様とする。

2 任期の定めが6月に満たない職員が一会計年度内における任期の定め合計が6月以上に至った場合、又は前会計年度の末日まで職員として任用され、同日の翌日に任用されたときにおける当該会計年度の任期と前会計年度の任期の通算が6月以上に至った場合は、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。

3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とし、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき報酬月額とする。

5 勤勉手当の支給日については、理事長が別に定める。

6 給与規程第24条の2及び第24条の3の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同規程第24条の2中「前条第1項」とあるのは「地方独立行政法人知多半島総合医療機構有期雇用職員給与規程第15条の2第1項」と、給与規程第24条の2第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（地方独立行政法人知多半島総合医療機構有期雇用職員給与規程第15条の2第5項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特殊勤務に係る報酬）

第16条 他に特別の規定があるもののほか、特殊の勤務に従事し、その勤務に従事することを命ぜられた職員には、理事長が別に定める基準に従い、報酬

を支給する。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第17条 第11条から第13条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第6条第1項の規定により計算して得た額及び理事長が別に定める手当に相当する報酬の月額の合計額に12を乗じて得た額を当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第6条第2項の規定により計算して得た額及び理事長が別に定める手当に相当する報酬の日額の合計額を当該職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第6条第3項の規定により計算して得た額及び理事長が別に定める手当に相当する報酬の時間額の合計額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第6条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第6条第2項の規定により計算して得た額を当該職員について定められた1日当たりの勤務時間を除して得た額

(報酬の減額)

第18条 月額により報酬を定められている職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間規程第9条の2第1項に規定する超勤代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他理事長が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められている職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間規程第9条の2第1項に規定する超勤代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他理事長が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(休職者の給与)

第19条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規程第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中いかなる報酬も支給しない。

(給与からの控除)

第20条 給与規程第3条の2の規定については、職員について準用する。

(理事長が特に必要と認める職員の報酬)

第21条 第2条から第8条まで及び第11条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し、理事長が特に必要と認める職員の報酬については、常勤の職員との権衡及びその他の職務の特殊性を考慮し、理事長が別に定めるものとする。

(雑則)

第22条 給与の支給方法その他この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(引継職員の特例)

第2条 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第24号。以下「半田市パートタイム会計年度任用職員給与条例」という。）または常滑市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成25年条例第11号。以下「常滑市病院事業職員給与条例」という。）の適用を受けていた職員が引き続き法人の職員となった場合（以下「引継職員」という。）において、当該職員に適用するこの規程に規定する給与は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）が定める場合を除き、同日以前の半田市パートタイム会計年度任用職員給与条例又は常滑市病院事業職員給与条例の規定による給与その他の事情を考慮して理事長が定める。

第3条 引継職員の権衡上調整の必要があると認められるもののこの規程における給与については、その権衡上必要があると認められる限度において、理

事長が必要な調整を行うことができる。

第4条 引継職員で施行日においてその者の受ける給料月額が施行日の前日においてその者の受けていた給料月額またはそれに相当する額として理事長が定める額に達しないこととなるものには、令和12年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を報酬として支給する。

別表第1（第3条関係）

1 行政職報酬表（一）

職務の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500
9	194,500	242,000
10	196,200	243,400
11	197,800	244,800
12	199,400	246,200
13	201,000	247,400
14	202,700	248,600
15	204,400	249,800
16	206,100	251,000
17	207,400	252,100
18	209,000	253,200
19	210,600	254,300
20	212,100	255,400

21	213, 600	256, 400
22	215, 200	257, 400
23	216, 800	258, 400
24	218, 400	259, 400
25	220, 000	260, 400
26	221, 700	261, 300
27	223, 000	262, 200
28	224, 300	263, 100
29	225, 600	263, 900
30	226, 700	264, 700
31	227, 800	265, 500
32	228, 900	266, 300
33	230, 000	267, 000
34	231, 100	267, 800
35	232, 200	268, 600
36	233, 300	269, 300
37	234, 400	270, 000
38	235, 400	270, 800
39	236, 400	271, 600
40	237, 300	272, 300
41	238, 200	273, 000
42	239, 100	273, 800
43	239, 900	274, 600
44	240, 700	275, 300
45	241, 400	276, 000
46	242, 000	276, 700
47	242, 600	277, 400
48	243, 200	278, 100
49	243, 800	278, 800
50	244, 400	279, 500

51	245, 000	280, 200
52	245, 500	280, 900
53	246, 000	281, 500
54	246, 400	282, 200
55	246, 700	282, 800
56	247, 000	283, 500
57	247, 300	284, 100
58	247, 600	284, 800
59	247, 900	285, 400
60	248, 200	286, 100
61	248, 500	286, 700
62	248, 800	287, 400
63	249, 100	288, 000
64	249, 400	288, 500
65	249, 700	289, 000
66	250, 000	289, 600
67	250, 300	290, 100
68	250, 600	290, 700
69	250, 900	291, 200
70	251, 200	291, 700
71	251, 500	292, 300
72	251, 800	292, 900
73	252, 100	293, 400
74	252, 400	293, 900
75	252, 700	294, 300
76	253, 000	294, 600
77	253, 300	294, 800
78	253, 600	295, 100
79	253, 900	295, 300
80	254, 200	295, 600

81	254, 500	295, 800
82	254, 800	296, 000
83	255, 100	296, 300
84	255, 400	296, 500
85	255, 700	296, 800
86	256, 000	297, 100
87	256, 300	297, 400
88	256, 600	297, 700
89	256, 900	298, 000
90	257, 200	298, 300
91	257, 500	298, 600
92	257, 800	299, 000
93	258, 100	299, 200
94		299, 400
95		299, 700
96		300, 100
97		300, 300
98		300, 600
99		301, 000
100		301, 400
101		301, 600
102		301, 900
103		302, 200
104		302, 500
105		302, 700
106		303, 000
107		303, 300
108		303, 600
109		303, 800
110		304, 200

111		304, 600
112		304, 900
113		305, 100
114		305, 300
115		305, 600
116		306, 000
117		306, 200
118		306, 400
119		306, 700
120		307, 000
121		307, 400
122		307, 600
123		307, 900
124		308, 200
125		308, 500

備考 この表は、他の報酬表の適用を受けないすべての職員に適用する。

2 行政職報酬表（二）

職務の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
1	185, 700	227, 700
2	187, 400	228, 500
3	189, 100	229, 300
4	190, 800	230, 100
5	192, 500	230, 800
6	194, 200	231, 600
7	195, 800	232, 400
8	197, 400	233, 200
9	199, 000	234, 000
10	200, 500	234, 700
11	202, 000	235, 400

12	203, 500	236, 100
13	205, 000	236, 800
14	206, 500	237, 400
15	208, 000	238, 000
16	209, 500	238, 600
17	211, 000	239, 200
18	212, 400	239, 800
19	213, 800	240, 400
20	215, 200	240, 900
21	216, 600	241, 400
22	217, 700	241, 900
23	218, 800	242, 400
24	219, 900	242, 900
25	220, 900	243, 400
26	221, 800	243, 900
27	222, 700	244, 300
28	223, 600	244, 800
29	224, 500	245, 400
30	225, 300	245, 900
31	226, 100	246, 400
32	226, 900	246, 800
33	227, 700	247, 200
34	228, 400	247, 700
35	229, 100	248, 200
36	229, 800	248, 600
37	230, 500	249, 000
38	231, 100	249, 500
39	231, 700	250, 000
40	232, 300	250, 400
41	233, 000	250, 800

42	233, 500	251, 300
43	234, 000	251, 800
44	234, 500	252, 200
45	235, 000	252, 600
46	235, 400	253, 000
47	235, 800	253, 400
48	236, 200	253, 800
49	236, 600	254, 200
50	236, 900	254, 600
51	237, 200	255, 000
52	237, 500	255, 400
53	237, 800	255, 800
54	238, 100	256, 200
55	238, 400	256, 600
56	238, 700	257, 000
57	238, 900	257, 300
58	239, 200	257, 700
59	239, 500	258, 100
60	239, 700	258, 400
61	239, 900	258, 700
62	240, 200	259, 100
63	240, 500	259, 500
64	240, 700	259, 800
65	240, 900	260, 100
66	241, 200	260, 400
67	241, 500	260, 700
68	241, 700	260, 900
69	241, 900	261, 100
70	242, 200	261, 400
71	242, 500	261, 700

72	242, 700	261, 900
73	242, 900	262, 100
74	243, 200	262, 400
75	243, 500	262, 700
76	243, 700	262, 900
77	243, 900	263, 100
78	244, 200	263, 400
79	244, 500	263, 700
80	244, 700	263, 900
81	244, 900	264, 100
82	245, 200	264, 400
83	245, 400	264, 700
84	245, 700	264, 900
85	245, 900	265, 100
86	246, 100	265, 300
87	246, 400	265, 600
88	246, 700	265, 900
89	246, 900	266, 100
90	247, 200	266, 300
91	247, 500	266, 600
92	247, 700	266, 800
93	247, 900	267, 100
94	248, 200	267, 400
95	248, 500	267, 700
96	248, 700	267, 900
97	248, 900	268, 100
98	249, 200	268, 400
99	249, 500	268, 600
100	249, 700	268, 900
101	249, 900	269, 100

102	250, 200	269, 300
103	250, 500	269, 600
104	250, 700	269, 900
105	250, 900	270, 100
106		270, 300
107		270, 600
108		270, 800
109		271, 100
110		271, 400
111		271, 700
112		271, 900
113		272, 100
114		272, 400
115		272, 600
116		272, 800
117		273, 100
118		273, 400
119		273, 700
120		273, 900
121		274, 100
122		274, 300
123		274, 600
124		274, 900
125		275, 100
126		275, 300
127		275, 600
128		275, 900
129		276, 100
130		276, 300
131		276, 600

132	276,900
133	277,100
134	277,300
135	277,600
136	277,900
137	278,100

備考 この表は、療務員その他の職員で理事長が定めるものに適用する。

3 医療職報酬表（一）

職務の級	1級
号給	報酬月額
1	291,400
2	293,700
3	296,000
4	298,200
5	300,300
6	303,800
7	307,300
8	310,700
9	314,100
10	317,600
11	321,000
12	324,400
13	327,800
14	331,300
15	334,700
16	338,100
17	341,500
18	344,600
19	347,700
20	350,800

21	354,000
22	357,100
23	360,200
24	363,200
25	366,200
26	368,500
27	370,800
28	373,000
29	374,900
30	376,600
31	378,300
32	380,100
33	381,900
34	383,700
35	385,300
36	386,700
37	388,100
38	389,600
39	391,100
40	392,600
41	394,100
42	394,800
43	395,400
44	396,100
45	397,000
46	397,600
47	398,200
48	398,800
49	399,400
50	399,900

51	400,400
52	400,900
53	401,400
54	401,800
55	402,200
56	402,600
57	403,000
58	403,400
59	403,800
60	404,200
61	404,600
62	405,000
63	405,400
64	405,800
65	406,100

備考 この表は機構に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

4 医療職報酬表（二）

職務の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
1	188,600	227,400
2	190,700	228,700
3	192,800	230,000
4	194,900	231,300
5	196,900	232,500
6	198,900	233,600
7	200,900	234,600
8	202,700	235,600
9	204,500	236,700
10	206,400	237,900
11	208,300	239,200

12	210, 400	240, 500
13	212, 100	241, 800
14	214, 100	243, 100
15	216, 300	244, 400
16	218, 400	245, 600
17	220, 500	246, 800
18	221, 600	248, 000
19	222, 700	249, 200
20	223, 800	250, 400
21	224, 900	251, 500
22	225, 800	252, 400
23	226, 700	253, 200
24	227, 600	254, 000
25	228, 500	254, 800
26	229, 400	255, 600
27	230, 300	256, 400
28	231, 200	257, 200
29	232, 100	258, 000
30	233, 000	258, 800
31	233, 900	259, 600
32	234, 800	260, 400
33	235, 600	261, 200
34	236, 400	262, 000
35	237, 200	262, 700
36	238, 000	263, 500
37	238, 800	264, 400
38	239, 600	265, 200
39	240, 400	266, 000
40	241, 200	266, 800
41	241, 800	267, 600

42	242, 400	268, 400
43	243, 000	269, 200
44	243, 500	270, 000
45	244, 000	270, 700
46	244, 600	271, 500
47	245, 100	272, 300
48	245, 500	273, 100
49	245, 900	273, 800
50	246, 400	274, 600
51	246, 900	275, 300
52	247, 400	276, 000
53	247, 700	276, 700
54	248, 000	277, 400
55	248, 300	278, 100
56	248, 600	278, 800
57	248, 900	279, 500
58	249, 200	280, 200
59	249, 500	280, 900
60	249, 800	281, 500
61	250, 100	282, 100
62	250, 400	282, 800
63	250, 700	283, 500
64	251, 000	284, 100
65	251, 300	284, 700
66	251, 600	285, 400
67	251, 900	286, 100
68	252, 200	286, 700
69	252, 500	287, 300
70	252, 800	288, 000
71	253, 100	288, 700

72	253, 300	289, 300
73	253, 500	289, 900
74	253, 800	290, 400
75	254, 100	290, 800
76	254, 300	291, 200
77	254, 500	291, 600
78	254, 800	291, 900
79	255, 100	292, 200
80	255, 300	292, 500
81	255, 500	292, 800
82	255, 800	293, 100
83	256, 100	293, 400
84	256, 300	293, 700
85	256, 500	293, 900
86		294, 100
87		294, 300
88		294, 500
89		294, 900
90		295, 100
91		295, 300
92		295, 500
93		295, 900
94		296, 100
95		296, 300
96		296, 600
97		296, 900
98		297, 100
99		297, 300
100		297, 600
101		297, 900

102		298, 100
103		298, 300
104		298, 600
105		298, 900

備考 この表は、機構に勤務する薬剤師、診療放射線技師その他の職員で理事長が定めるものに適用する。

5 医療職報酬表（三）

職務の級	1級	2級
号給	報酬月額	報酬月額
1	207, 700	240, 600
2	209, 600	242, 800
3	211, 400	245, 000
4	213, 100	247, 200
5	214, 800	249, 400
6	216, 700	250, 400
7	218, 500	251, 300
8	220, 200	252, 200
9	221, 900	253, 100
10	223, 900	254, 300
11	225, 800	255, 400
12	227, 700	256, 300
13	229, 600	257, 100
14	231, 600	257, 800
15	233, 600	258, 500
16	235, 600	259, 400
17	237, 600	260, 500
18	239, 600	261, 600
19	241, 700	262, 700
20	243, 700	263, 800
21	245, 600	264, 900

22	246, 800	266, 000
23	248, 000	267, 100
24	249, 100	268, 200
25	250, 200	269, 200
26	251, 100	270, 300
27	252, 000	271, 400
28	252, 900	272, 400
29	253, 700	273, 400
30	254, 500	274, 100
31	255, 200	274, 800
32	255, 900	275, 500
33	256, 700	276, 200
34	257, 500	276, 800
35	258, 300	277, 300
36	259, 000	277, 800
37	259, 700	278, 300
38	260, 600	278, 900
39	261, 500	279, 400
40	262, 300	279, 900
41	263, 100	280, 300
42	264, 000	280, 800
43	264, 800	281, 300
44	265, 600	281, 800
45	266, 400	282, 300
46	267, 100	282, 800
47	267, 800	283, 300
48	268, 400	283, 800
49	269, 000	284, 300
50	269, 500	284, 800
51	270, 000	285, 300

52	270, 400	285, 800
53	270, 800	286, 300
54	271, 300	286, 800
55	271, 800	287, 300
56	272, 200	287, 800
57	272, 600	288, 300
58	273, 000	289, 100
59	273, 400	289, 900
60	273, 800	290, 600
61	274, 200	291, 300
62	274, 600	292, 200
63	275, 000	293, 100
64	275, 400	293, 900
65	275, 800	294, 700
66	276, 200	295, 600
67	276, 600	296, 400
68	277, 000	297, 200
69	277, 400	298, 000
70	277, 900	298, 900
71	278, 400	299, 800
72	278, 800	300, 700
73	279, 200	301, 600
74	279, 800	302, 500
75	280, 400	303, 400
76	280, 900	304, 300
77	281, 400	305, 100
78	282, 000	306, 100
79	282, 600	307, 100
80	283, 100	308, 000
81	283, 600	308, 500

82	284, 100	309, 400
83	284, 600	310, 300
84	285, 100	311, 100
85	285, 600	311, 900
86	286, 100	312, 900
87	286, 600	313, 900
88	287, 100	314, 900
89	287, 600	315, 800
90	288, 100	316, 900
91	288, 600	317, 900
92	289, 100	318, 900
93	289, 600	319, 700
94	290, 200	320, 400
95	290, 800	321, 100
96	291, 400	321, 700
97	292, 000	322, 200
98	292, 500	322, 500
99	293, 000	323, 100
100	293, 500	323, 700
101	294, 000	324, 100
102	294, 500	324, 700
103	295, 000	325, 300
104	295, 400	325, 800
105	295, 800	326, 200
106	296, 300	326, 700
107	296, 800	327, 200
108	297, 100	327, 700
109	297, 300	328, 100
110	297, 600	328, 500
111	297, 800	328, 800

112	298, 100	329, 100
113	298, 400	329, 400
114	298, 600	329, 800
115	298, 900	330, 100
116	299, 100	330, 400
117	299, 400	330, 600
118	299, 700	330, 900
119	300, 000	331, 200
120	300, 300	331, 400
121	300, 600	331, 600
122	301, 000	331, 900
123	301, 300	332, 200
124	301, 600	332, 500
125	301, 800	332, 700
126	302, 000	333, 000
127	302, 300	333, 400
128	302, 700	333, 600
129	302, 900	333, 800
130	303, 200	334, 000
131	303, 600	334, 400
132	304, 000	334, 600
133	304, 200	334, 900
134	304, 500	335, 300
135	304, 800	335, 700
136	305, 100	336, 100
137	305, 300	336, 400
138	305, 600	336, 800
139	305, 900	337, 200
140	306, 200	337, 600
141	306, 400	337, 900

142	306, 800	338, 300
143	307, 200	338, 600
144	307, 500	339, 000
145	307, 700	339, 300
146	307, 900	339, 700
147	308, 200	340, 100
148	308, 600	340, 500
149	308, 800	340, 800
150	309, 000	341, 200
151	309, 300	341, 600
152	309, 600	342, 000
153	310, 000	342, 300
154	310, 200	
155	310, 400	
156	310, 700	
157	311, 000	
158	311, 300	
159	311, 600	
160	311, 900	
161	312, 300	
162	312, 600	
163	312, 900	
164	313, 200	
165	313, 600	
166	313, 900	
167	314, 200	
168	314, 500	
169	314, 900	

備考 この表は、機構に勤務する助産師及び看護師その他の職員で理事長が定めるものに適用する。

別表第2 等級別基準職務表（第4条関係）

1 行政職報酬表（一）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	基本的な知識又は経験を必要とする業務を行う職務

2 行政職報酬表（二）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う労務職員の職務
2級	基本的な技能又は経験を必要とする業務を行う労務職員の職務

3 医療職報酬表（一）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	医師又は歯科医師の職務

4 医療職報酬表（二）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	1 診療放射線技師、臨床検査技師、公認心理師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、管理栄養士、視能訓練士、歯科衛生士、救急救命士、胚培養士又は医療技術士（以下「診療放射線技師等」という。）の職務
2級	1 薬剤師の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする診療放射線技師等の職務

5 医療職報酬表（三）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	准看護師の職務
2級	1 助産師又は看護師の職務 2 前号の職務に相当する准看護師の職務